

厚生労働省 宮崎労働局発表  
令和6年1月17日

【照会先】

宮崎労働局 労働基準部 健康安全課  
課長 松澤 良  
地方産業安全専門官 木野宮柔剛  
(電話番号) 0985-38-8835

## 厚生労働省【SAFEコンソーシアム】加盟事業場の

### ～ 労働安全衛生対策を労働局長が視察 ～

宮崎労働局（局長 <sup>さかね</sup>坂根 <sup>のぼる</sup>登）は、増加傾向にある仕事上の「転倒」や「腰痛」等の労働災害防止対策の一助となる安全衛生対策事例を、広く県内事業場等へ情報共有を図るため、厚生労働省が令和4年6月に設置した「SAFEコンソーシアム」（\*注）にこのほど加盟登録した『霧島酒造株式会社』のうち、新規に設置した「安全研修センター（安全体感装置等）」について、宮崎労働局長による事業場視察を実施します。

#### 1 労働局長による事業場視察について

- ・日 時 令和6年1月25日（木）午前10時～12時
- ・集合場所 霧島酒造株式会社  
(都城市下川東4丁目28-1 電話0986-22-2324) ※別紙1参照
- ・視察工場 霧島酒造株式会社 本社増設工場  
(都城市下川東4丁目5869番1号)
- ・実施機関 宮崎労働局

#### (\*注) SAFE コンソーシアムとは

SAFE (Safer Action For Employees) を旗印に、増加傾向にある労働災害の問題を自分ごととしてとらえ、顧客や消費者も含めたステークホルダー全員で解決を図っていくため、趣旨に賛同した企業、団体がコンソーシアムを構成し、働く人と、全ての人の幸せのために、安全で健康に働くことのできる職場環境の実現をめざす取組。

ポータルサイト <https://safeconsortium.mhlw.go.jp/>



※ 取材申込 別紙2「取材申込書」を1月23日(火)午後5時15分までに、  
メールにて送信をお願いします。

**【取材に関するお願い】**

当日の取材に当たっては、①引っ掛かりのない動きやすい上下服、②安全靴  
又は運動靴、③腕章等マスコミ関係者であることがわかるものの着用をお願い  
します。

(添付資料)

- 別添1 「SAFE コンソーシアム」概要リーフレット
- 別添2 「SAFE コンソーシアム」加盟規約
- 別添3 宮崎県内の「転倒」・「腰痛」労働災害発生状況
- 別添4 **【令和5年12月21日付けで県内68団体へ協力要請】**  
「転倒」や「腰痛」など、職場における労働者の作業行動を起因とする労働災害防止に向けた社会全体の意識改革と行動変容の取組について





# 視察工場:霧島酒造株式会社 本社増設工場(都城市下川東4丁目5869番1号)



工場敷地入口(「霧島酒造株式会社 西ゲート」の標記あり)



## 『宮崎労働局長による事業場視察』

## 取材申込書

宮崎労働局労働基準部健康安全課（担当 木野宮）あて

Emai: [kenkouanzenka-miyazakikyoku@mhlw.go.jp](mailto:kenkouanzenka-miyazakikyoku@mhlw.go.jp)

電話番号：0985-38-8835

取材申込者名簿	
報道機関名	TEL( )
職名	氏名

中止の場合の連絡先 TEL ( )

みんなの安全を、  
みんなで守り合う。

# SAFE

## コンソーシアム

— TEAM GOOD SAFE —



### “SAFEコンソーシアムについて”

全てのステークホルダーが一丸となり、安全で健康に働くことのできる  
職場環境の実現を目指す「従業員の幸せのためのSAFEコンソーシアム」  
を設立しました。

SAFEコンソーシアムポータルサイト  

「従業員の幸せのためのSAFEコンソーシアム」として、全てのステークホルダーが一丸となり、働く人と、全ての人の幸せのために、安全で健康に働くことのできる職場環境の実現のため取り組んでいます。

労働災害防止に向けた機運の醸成や、企業・労働者のみならず、顧客やサービス利用者等のステークホルダーの行動変容のためにご協力いただける全ての企業・団体等の皆様に、コンソーシアムへの参画を呼びかけています。

## コンソーシアムの趣旨・目的

労働災害のない安全で安心して働ける職場の実現は、いうまでもなく全ての人の願いです。しかし今、産業構造の変化や働き方の多様化に伴って、転倒や腰痛などの労働者個人の身体機能が大きく影響するリスクや、顧客・発注者、調達先等との関係で改善が難しい業務、柔軟な働き方が進んだ結果としての統一的な教育研修機会の減少など、職場単独では対応が難しい新たな課題が増えてきています。SAFEコンソーシアムは、このような課題の解決を進めるため、「Safer Action For Employees (SAFE)」を旗印に、社会全体として安全で安心して働ける職場づくりのプライオリティを上げ、加盟者が互いの知恵を共有しながら取組を進めていこうとするものです。



## 加盟メリット

- ロゴマークの掲示や「SAFEアワード」による労働安全衛生への取組のPR
- 加盟メンバー間での取組事例の共有や適切なサービスの利用による企業等内での労働安全衛生水準の向上、労働災害損失の減少
- 加盟メンバー間の労働災害防止・健康増進事業やサービスのマッチング

## 取組

- 1 加盟メンバーの地位向上(ロゴマークの利用、コンソーシアムの活動の発信)
- 2 優良事例の表彰、コンソーシアム内外への発信(SAFEアワード)
- 3 好取組事例や労働災害防止対策サービスの共有、コンソーシアム事務局主催イベント等によるマッチングによる新たな取組の創出
- 4 安全で安心して働ける職場の実現に向けた協議・周知啓発(シンポジウム)



## SAFEアワード

労働災害防止に向けた取組を実施している企業・団体に取組内容を応募いただき、優れた取組を表彰します。



## シンポジウム

SAFEコンソーシアム加盟者、その他の企業等が安全で安心して働ける職場の実現に向けた協議や周知啓発、交流を図ります。



## 現場視察

コンソーシアム加盟企業の取組を広く周知する現場視察等を行います。



## 「SAFE コンソーシアム」加盟規約

2022年6月17日制定

2022年6月29日改定

2022年9月26日改定

## 1 趣旨

働き方改革関連法の施行から約3年が経過し、「働きやすい職場を作る」ことについての理解が進んできているところですが、本来、「安心・安全に誰もが持続的に活躍できる職場の実現」は日本社会にとって不変の理想・目標です。しかしながら、人生100年時代を迎えた高齢化の進展、産業構造の変化、人手不足感の高まりなどを背景として、転倒・腰痛等の労働災害の増加が続いており、歯止めをかけることが喫緊の課題となっています。また、企業において人的資本への投資が重要であるという認識は広まってきている一方で、日常生活でも起こりうる転倒・腰痛等防止に取り組むメリット・デメリットがわかりづらく、これら災害防止に取り組む機運の醸成や、企業や労働者の行動変容につながっていない状況にあります。

このような現状を打破するため、ステークホルダーにより「従業員の幸せのための安全アクション Safer Action For Employees (SAFE) コンソーシアム」(以下「SAFE コンソーシアム」といいます。))を組織し、新たな切り口による取組を進めていくものです。

## 2 加盟基準

- (1) すべての従業員の幸せを願い、転倒・腰痛を始めとした労働災害防止の機運の醸成や企業や労働者の行動変容のためのアクションに取り組む企業、団体であること。
- (2) 長期的かつ継続的に、従業員のための安全活動に取り組む意思があること。
- (3) 加盟団体間での、特設サイトやシンポジウム内における取組内容共有に同意いただけること。
- (4) 取組内容および、コンソーシアムの活動内容について自社ホームページやSNSなどにおいても積極的に公表をおこなうこと。

## 3 加盟申請

- (1) 「SAFE コンソーシアムポータルサイト」内の加盟申請フォームより、基本情報の入力・申請書の提出をすることで加盟申請をおこなうことができます。
- (2) 事務局にて提出内容を確認後、承認された場合加盟が認められます。



- (3) 申請書の記載等から SAFE コンソーシアムの趣旨に反することが明らかであると認められる場合には、加盟が認められないこともあります。
- (4) 加盟申請フォームでご入力いただいた内容および申請書は加盟申請に伴う確認及び事務局からの連絡以外の用途に使用することはありません。

#### 4 メンバーの公表

- (1) 加盟企業等は、SAFE コンソーシアムメンバー（以下「メンバー」といいます。）と呼びます。
- (2) メンバーは、SAFE コンソーシアムポータルサイトで名称・ロゴを公表します。

#### 5 是正要請

窓口は、メンバーが SAFE コンソーシアムの趣旨に反する行為を行い、またはその疑いがあると認められる場合、メンバーに対し、理由を伺った上、是正をお願いすることがあります。

#### 6 加盟の取りやめ等

メンバーは、窓口に対し、電子メールで届出をすることにより、いつでも加盟を取りやめることができます。

#### 7 加盟資格の取消

事務局は、メンバーが次のいずれかに該当する場合、加盟資格を取り消すことがあります。

- (1) SAFE コンソーシアムの趣旨に明らかに反するような行為を行ったと認められるとき
- (2) 法令や公序良俗に反する行為をしたとき
- (3) 事務局による是正要請に従わない場合
- (4) その他、SAFE コンソーシアムの信用を傷つける行為を行ったと認められるとき

#### 8 規約の改訂

本規約は、事前の通知なく、必要に応じて改訂される場合がありますので、ご承知ください。

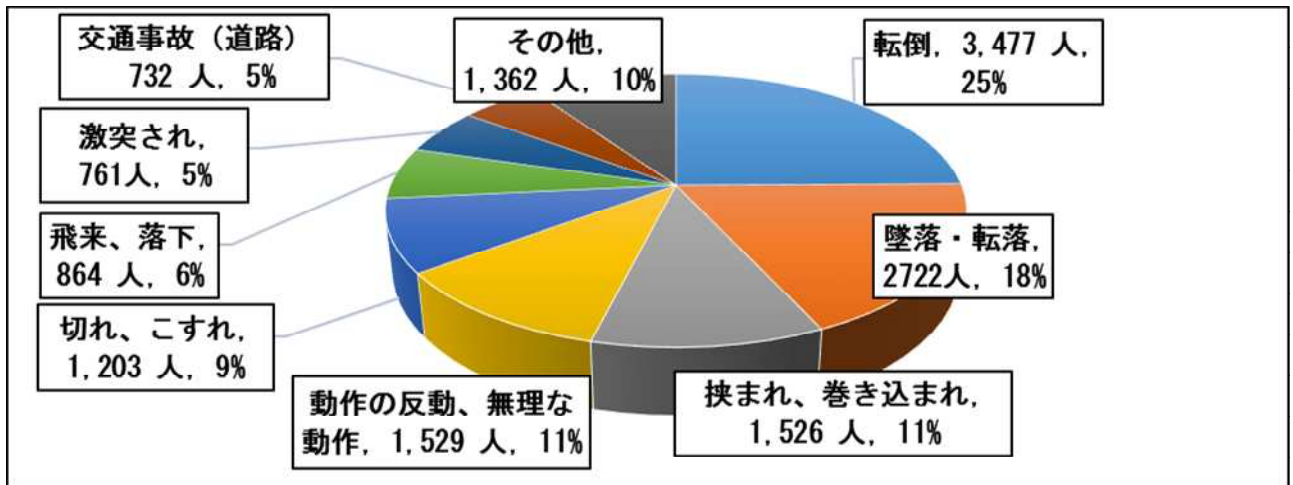
【宮崎県内】「転倒」・「腰痛」の労働災害発生状況

1. 宮崎県内で過去 10 年間に発生した労働災害の事故の型別とその推移

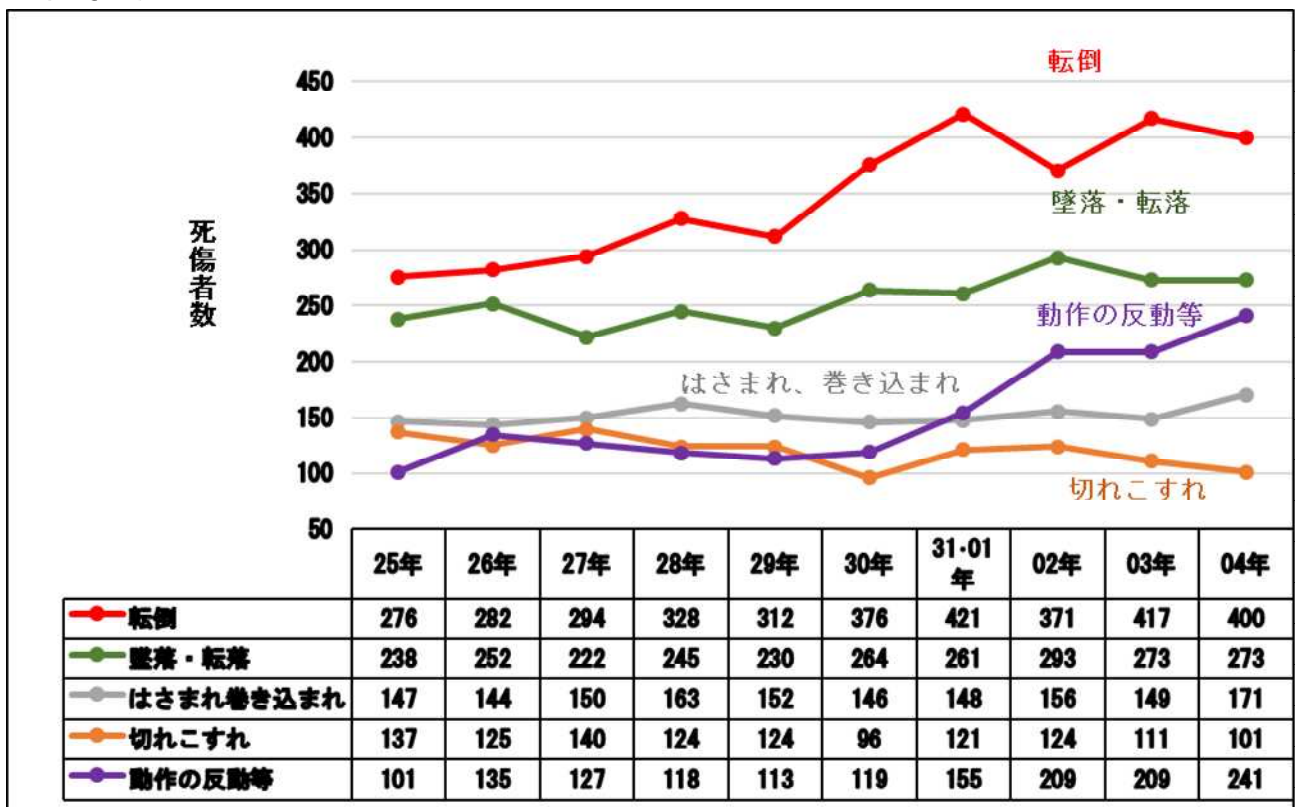
(1) 行動災害の増加

過去 10 年間に県内（全業種）で発生した死傷災害（14,004 件）を事故の型別で分類したところ、「転倒」が最も多く全体の 25%を占める状況（Fig. 1）。また（Fig. 2）のとおり、「転倒」は令和 2 年に減少したものの、増加に転じ高止まりにある。「動作の反動、無理な動作（主に「腰痛」）」が平成 30 年以降増加している。

(Fig.1) 全業種事故の型別・死傷災害発生状況（平成 25 年～令和 4 年）



(Fig.2) 全産業事故の型別・死傷災害発生状況の推移（平成 25 年～令和 4 年）



## 2.宮崎県内で令和4年に発生した転倒災害の分析

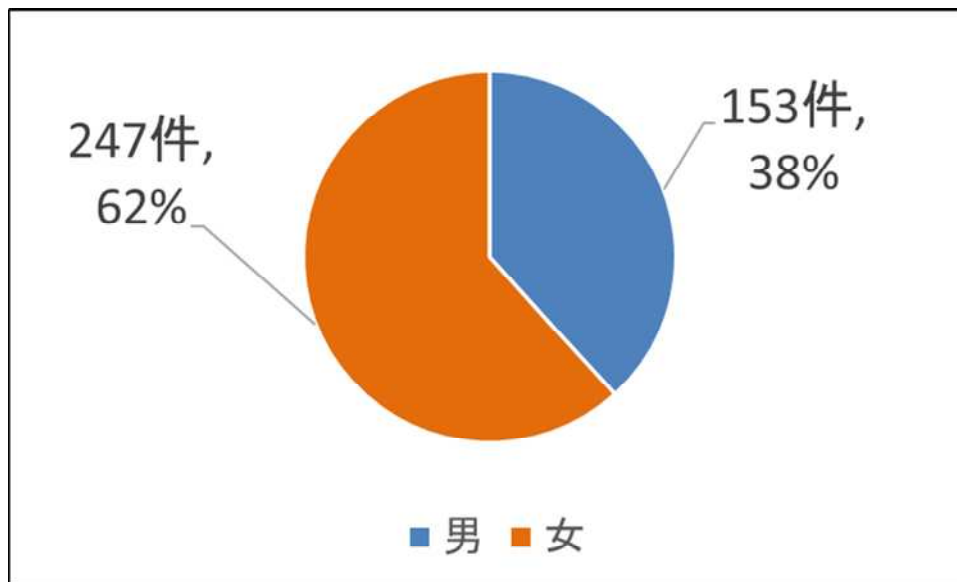
### (1) 転倒災害による傷病及び休業日数

令和4年に県内（全業種）で発生した転倒災害（400件）を分析すると、男性より圧倒的に女性の発生割合（62%）が高く（Fig. 3）、特に女性の高年齢労働者に多発している。（Fig. 4）

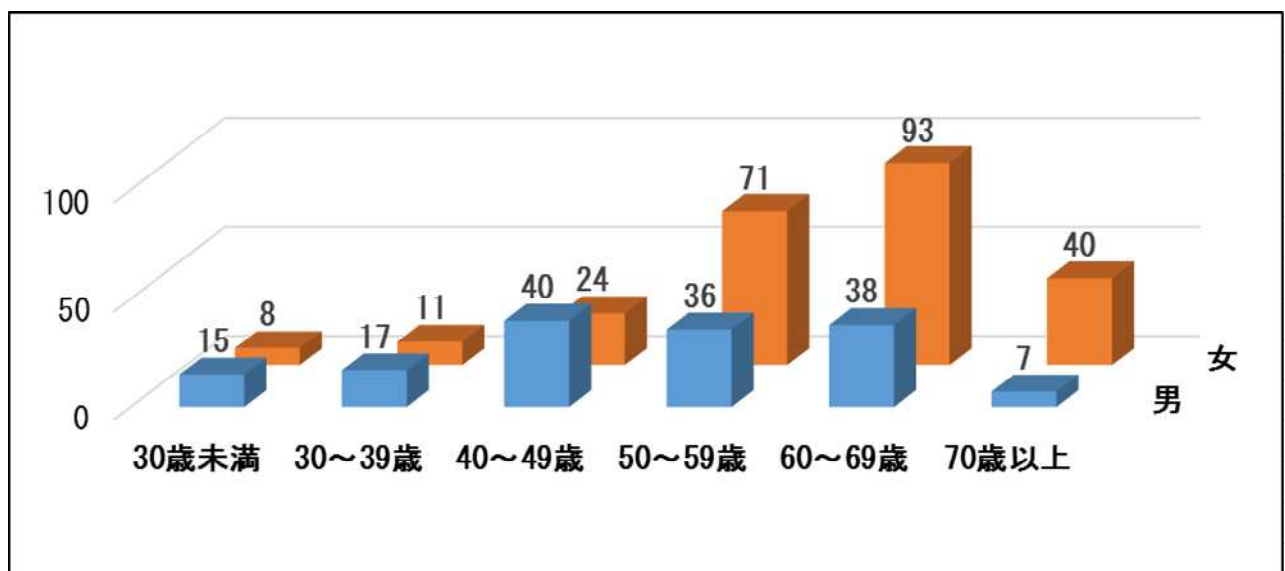
転倒災害による傷病は「骨折」が最も多く257人と全体の64%を占める状況（Fig. 5）にあり、転倒災害による休業見込期間は64%が1月以上と重傷化の傾向が認められる。（Fig. 6）

高年齢になるほど労働災害が多く発生し、男性60歳以上の被災者数（45人）は30歳未満被災者数（15人）の3倍であるのに対し、女性60歳以上の被災者数（133人）は30歳未満被災者数（8人）の17倍と格段に高い発生率となっている。（Fig. 4）。

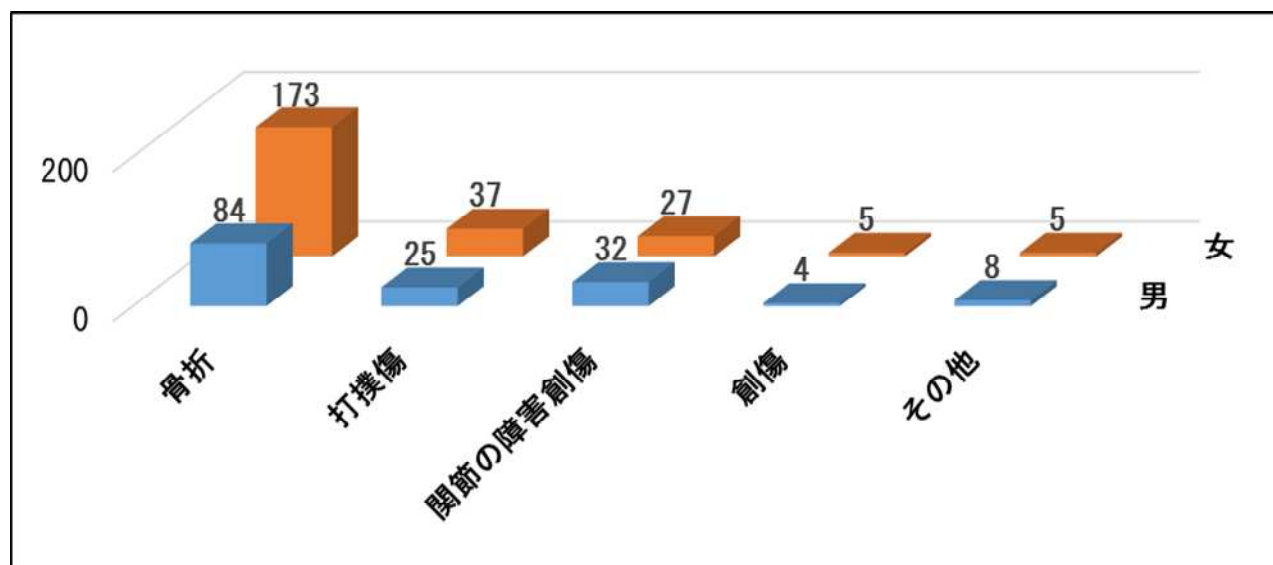
(Fig. 3) 転倒災害 性別 死傷災害発生状況 (令和4年)



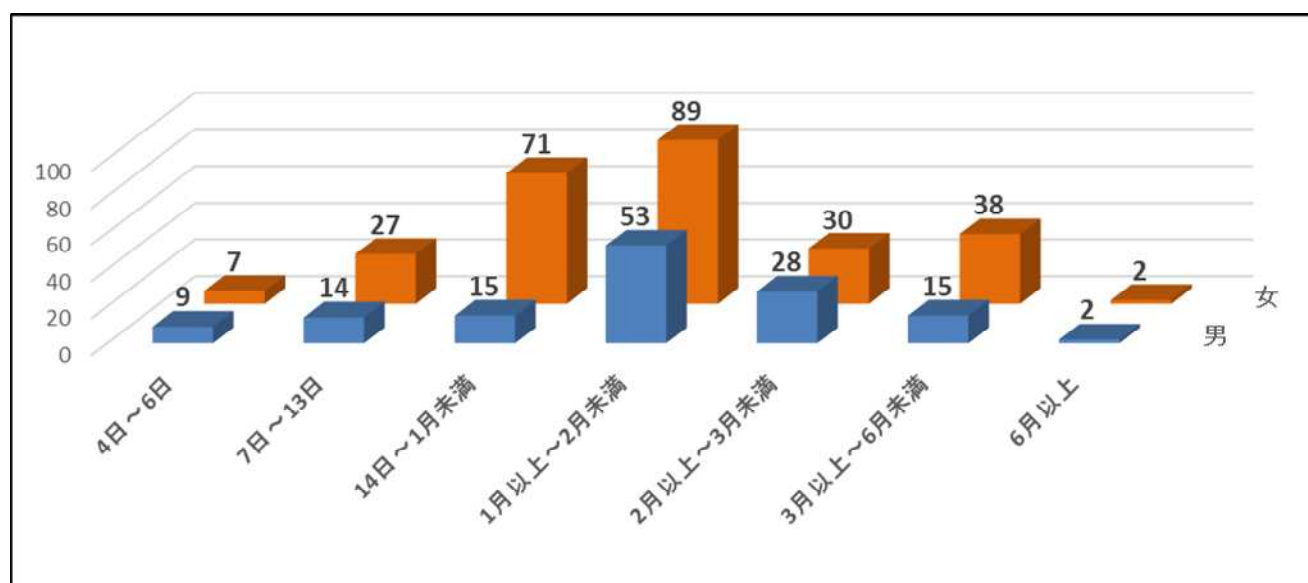
(Fig. 4) 転倒災害 年齢別 死傷災害発生状況 (令和4年)



( Fig. 5 ) 転倒災害 傷病別・性別 死傷災害発生状況 ( 令和 4 年 )



( Fig. 6 ) 転倒災害 休業見込期間別・性別 死傷災害発生状況 ( 令和 4 年 )



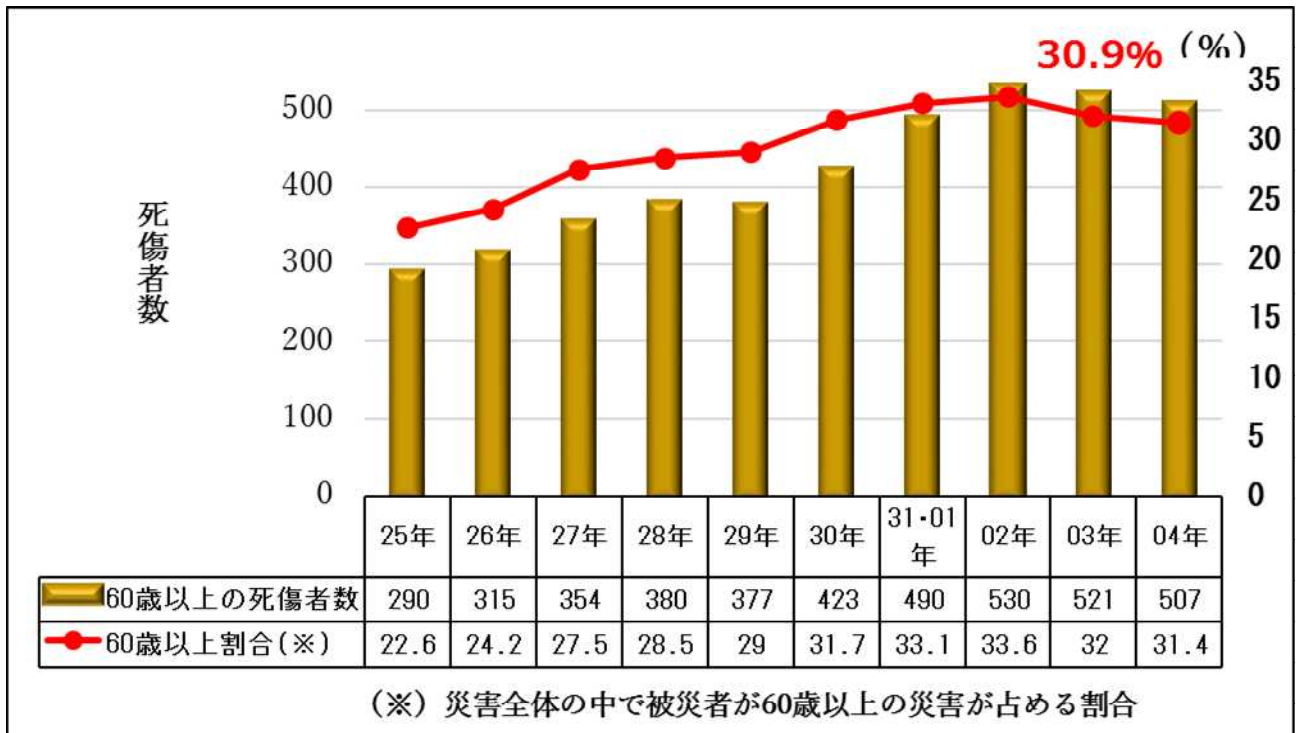
### 3. 高齢者の労働災害発生状況

#### ( 1 ) 高齢労働者の労働災害の増加

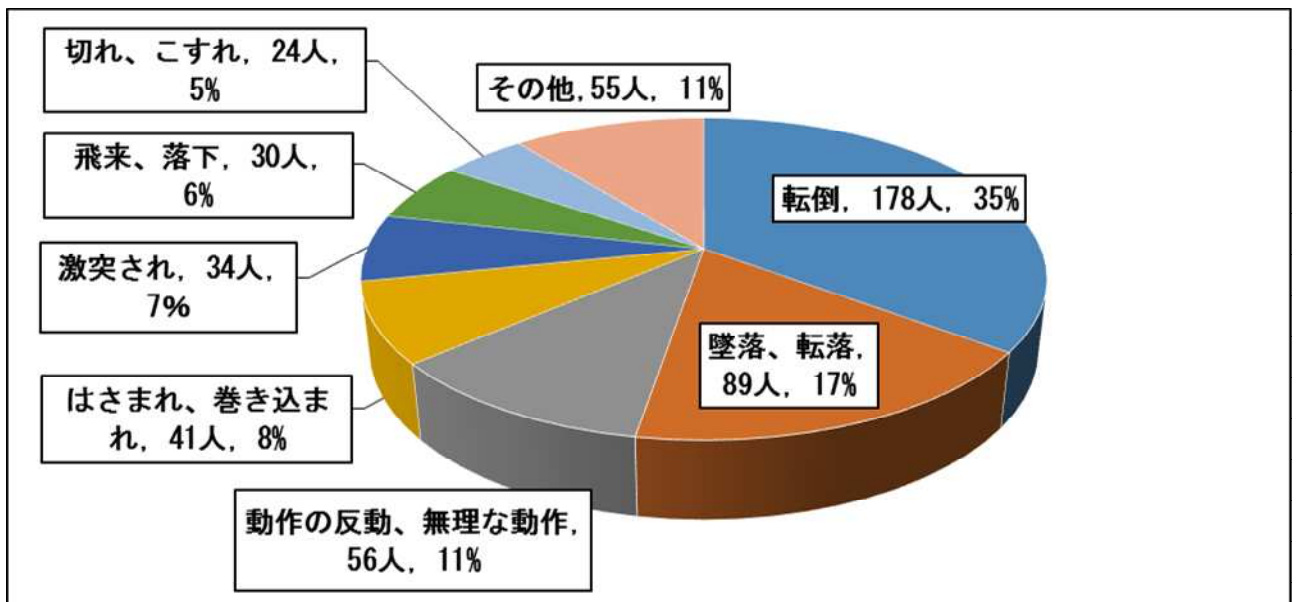
全死傷災害の中で高齢労働者(60歳以上)の死傷災害が占める割合について分析したところ、平成30年以降、全死傷者数の3割を超え、高止まりが続いている。(Fig.7)。

令和4年に発生した高齢労働者による死傷災害507人について、事故の型別に分類したところ、転倒が最も多く全体の35%を占める状況にあり、動作の反動、無理な動作(主に「腰痛」)については3番目に多く全体の11%を占める状況にある(Fig.8)。

( Fig. 7 ) 高年齢労働者(60歳以上)による災害発生件数と災害発生割合の推移



( Fig. 8 ) 高年齢労働者(60歳以上)「事故の型別」死傷災害発生状況(令和4年)





宮崎労基発 1221 第 1 号  
令和 5 年 12 月 21 日

関係団体の長 殿

宮崎労働局労働基準部長  
( 公 印 省 略 )

「転倒」や「腰痛」など、職場における労働者の作業行動を起因とする労働災害防止に向けた社会全体の意識改革と行動変容の取組について（協力依頼）  
～腰痛、転倒など「行動災害」が多発しています～

平素より、労働安全衛生行政の推進につきましては、格段の御理解・御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、労働災害を少しでも減らし、「労働者一人一人が安全で健康に働くことができる職場環境の実現」を目指し、宮崎労働局第14次労働災害防止推進計画（令和5年度から令和9年度までの5か年計画）において、『事業者が自発的に安全衛生対策に取り組むための意識啓発』、『高年齢者の労働災害防止対策の推進』、『労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進』等を重点対策に掲げ取り組んでいるところです。

宮崎県内の過去10年間ににおける休業4日以上死傷災害発生状況を事故の型別で見ると、「転倒」災害は増加傾向にあり全体の25%を占めております。腰痛等の「動作の反動・無理な動作」災害についても過去10年間で2.4倍増加している状況です。また、令和4年の休業4日以上転倒災害のうち、「骨折」が全体の64%を占めており、高年齢者の労働災害が多く発生し、特に女性の高年齢労働者に多発しています。

労働災害のない安全で安心して働ける職場の実現は、いうまでもなく全ての人の願いですが、産業構造の変化や働き方の多様化に伴って、「転倒」や「腰痛」などの労働者個人の身体機能が大きく影響するリスクや、顧客・発注者、調達先等との関係で改善が難しい業務、柔軟な働き方が進んだ結果としての統一的な教育研修機会の減少など、職場単独では対応が難しい新たな課題が増えています。

以上を踏まえまして、県内において『行動災害発生について、事業者や注文者、労働者等の関係者全てが、自身の責任を認識し、対策に積極的にかかわり真摯に取り組むこと』の機運醸成を図り、これを広く浸透させる努力を継続し、県内企業がつながりを持って行動災害防止を進めていくことで、県内社会全体の意識改革と行動変容を促すことが重要です。

つきましては、貴団体におかれましては、傘下の会員等の関係者に対し、下記を参照、活用いただき、情報が行き渡るよう広く周知いただくとともに、労働災害防止に向けたより一層の取組の推進を図っていただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

## 記

### 1 県内の労働災害の特徴と現況の周知について

過去10年間に発生した休業4日以上之死傷災害を分析した結果（別紙1参照）、以下の特徴が認められたため、別紙2～4を活用し、会員、関係者等へ周知いただきますようお願いいたします。

事故の型別で見ると、「転倒」による災害が全体の25%で最も多く、腰痛等の「動作の反動、無理な動作」（11%）も4番目に多い状況。しかも転倒災害は64%が休業見込期間1月以上と重傷化の傾向が認められる。

転倒災害の特徴として、男性より圧倒的に女性の発生割合（62%）が高く、男性60歳以上の被災者数（45人）は30歳未満被災者数（15人）の3倍であるのに対し、女性60歳以上の被災者数（133人）は30歳未満被災者数（8人）の17倍と格段に高い発生率となっている。

全死傷者数の中に占める高年齢労働者（60歳以上）の災害が増加しており、令和4年は全死傷災害の中で60歳以上が占める割合が31%の状況。このうち「転倒」が最も多く全体の35%を占める状況にあり、動作の反動、無理な動作（主に「腰痛」）については3番目に多く全体の11%を占める状況にある。

### 2 重点的に取り組んでいただきたい事項

#### （1）業界団体単位・協力企業単位での取組の促進

労働災害発生状況を把握・原因の分析を行い、発生状況に応じた労働災害防止の重点事項を定め、取り組まれるようお願いいたします。工場内や建設現場内、また複数施設を展開する法人においては、法人本社主導による協力業者を含めた組織全体での取組を促す周知をお願いします。

#### （3）転倒災害の防止

多発している転倒災害は、濡れた床面、段差、手すりのない階段などの設備面、走るなどの不注意な行動、加齢による運動機能の低下など、複合的な原因で発生します。このため、従業員の不注意ということで片付けることなく、設備面の改善、不注意な行動の防止、日頃からの運動を含めた職場での健康増進などの取組を、以下の6点を重点に従業員の方々の参画

のもとで取り組むよう周知をお願いします。

4 S 活動（整理、整頓、清掃、清潔）

危険の見える化（転倒の危険がある場所を分かりやすく表示する）

すべりにくい靴（耐滑性の高い防滑靴）の着用

身体的能力のチェック

体操・ストレッチによる体づくり

特に女性は加齢とともに骨折のリスクも著しく増大するため、対象者に市町村が実施する「骨粗鬆症検診」の受診を勧奨

（４）腰痛災害の予防

転倒災害に加えて腰痛災害も多く発生していますので、（６）のウも活用いただき、腰痛予防にも取り組むよう周知をお願いします。

（５）職場における健康づくりや労働者に対する教育・研修等の場の活用

転倒災害や腰痛災害は労働者の作業行動や身体機能等の影響によることも大きく、事業場における設備的対策のみでは十分に災害防止効果を発揮できないことがあります。このため、職場における健康づくりに関する取組や、労働者に対する教育や研修、業務ミーティング等の場も活用し、災害に遭いにくい健康な体づくりや災害に遭わないような作業行動を労働者一人ひとりが心がけるような機運醸成（意識改革）に取り組むよう周知をお願いします。

（６）労働災害防止の取組において活用いただけるツール等各企業において、重点項目に応じ以下のツールを活用願います。

ア 全般的な取組ツール等

「職場の危険の見える化」を行うための実践的なマニュアルで、ダウンロードが可能なイラストで構成される「職場の危険の見える化（小売業、飲食業、社会福祉施設）実践マニュアル」 他業種でも活用可能。

【掲載場所】<https://www.mhlw.go.jp/content/11300000/mieruka.pdf>  
高年齢労働者の特性を考慮した対策「エイジフレンドリーガイドライン」

【掲載場所】<https://www.mhlw.go.jp/content/000691521.pdf>  
高年齢労働者を雇用する事業者が、労働災害防止のために設備改善などを行った場合にその費用の一部を補助する補助金（エイジフレンドリー補助金） 令和5年度は受付終了。令和6年度申請を検討する。

【掲載場所】[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_09940.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_09940.html)

厚生労働省 転倒予防・腰痛予防の取組

【掲載場所】

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000111055.html>

イ 転倒災害防止の取組ツール等

厚生労働省 職場のあんぜんサイト 「身体的能力のセルフチェック」

【掲載場所】

[https://anzeninfo.mhlw.go.jp/information/tentou1501\\_14.html](https://anzeninfo.mhlw.go.jp/information/tentou1501_14.html)

中央労働災害防止協会「転びの予防 体力チェック」

【掲載場所】<https://www.jisha.or.jp/order/korobi/>

日本整形外科学会ロコモティブシンドローム予防啓発公式サイト  
「ロコチェック」

【掲載場所】<https://locomo-joa.jp/check/lococheck>

厚生労働省SAFEコンソーシアムポータルサイト

「毎日3分でできる 転びにくい体をつくる職場エクササイズ」

【掲載場所】<https://safeconsortium.mhlw.go.jp/movie/>

転倒防止に関するセミナー、教材、ツール集など（職場のあんぜんサイト「転倒災害防止対策の推進について」）

【掲載場所】

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000111055.html>

転倒予防体操動画（厚労省が研究者と協力して開発したもの）

【掲載場所】<https://www.youtube.com/watch?v=9jCi6oXS8IY>

厚生労働省・日本安全靴工業会・日本プロテクティブスニーカー協会作成リーフレット「転倒予防のために適切な靴を選びましょう！」

【掲載場所】<https://www.mhlw.go.jp/content/11200000/000838433.pdf>

#### ウ 腰痛災害防止の取組ツール等

厚生労働省HP 腰痛予防対策

【掲載場所】[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_31158.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_31158.html)

厚生労働省「職場における腰痛予防対策指針及び解説」

「事務作業スペースでのストレッチ」

「車両運転等の作業でのストレッチ」

「介護・看護作業等でのストレッチ」

【掲載場所】

[https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r98520000034et4att/2r98520000034mtc\\_1.pdf](https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r98520000034et4att/2r98520000034mtc_1.pdf)

### 3 創意工夫による効果的な労働災害防止活動に係る好事例の収集と展開について

会員事業場等が実施される労働災害防止活動について、貴団体での好事例の収集と機関紙等による横展開を図っていただくようお願いします。好事例の展開に当たっては、職場の安全を応援する情報発信サイトである「職場のあんぜんサイト」（URL：<https://anzeninfo.mhlw.go.jp/>）を積極的に活用

ください。

#### 4 厚生労働省「SAFEコンソーシアム」への積極的な参画について

厚生労働省では、増加傾向にある労働災害の減少を目指して、令和4年6月に「SAFE (Safer Action for Employees) コンソーシアム」(活動体)を設立し、労働災害防止に向けた機運の醸成や行動変容のためにご協力いただける全ての企業・団体等の皆様に、コンソーシアムへの参画を呼びかけています。(別紙5参照)

令和5年12月12日現在、県内企業13社(製造業1社、建設業5社、医療・福祉4社、その他3社)が加盟メンバーとなっています。加盟要件は「従業員のための安全衛生活動に取り組む意思があること」のみです。

加盟メリットは、**ロゴマークの掲示や労働安全衛生への取組のPR**、取組事例の共有や労働安全衛生水準の向上等です。

県内各業界の役員等が所属するリーディングカンパニーにおかれましては、率先して加盟いただき、県内労働災害防止を進めていただくようお願いいたします。

(URL : <https://safeconsortium.mhlw.go.jp>)

#### 【別紙】

- 別紙1 【宮崎県内】「転倒」・「腰痛」労働災害発生状況
- 別紙2 厚生労働省・宮崎労働局作成リーフレット(注意喚起用ミニポスター)「工作中的転倒に要注意」
- 別紙3 転倒災害防止対策促進のための「事業者向けリーフレット」
- 別紙4 転倒災害防止対策促進のための「労働者向けリーフレット」
- 別紙5 SAFEコンソーシアム概要チラシ

お問い合わせ先	宮崎労働局労働基準部健康安全課 電話 0985 - 38 - 8835
---------	--



滑り

つまづき

踏み外し

別紙 2

# 仕事中の**転倒**に要注意

女性の  
転倒災害  
多発



数字で見る  
仕事中の転倒

令和4年に発生した労働災害のうち「転倒」

**25%**

休業1か月以上

**64%**

女性

**62%**

60代以上

**45%**

労働力の高齢化（身体機能低下）  
人手不足・業務多忙・未熟練  
転ぶはずが無い（思い込み）

出典：令和4年 労働者死傷病報告より



厚生労働省

宮崎労働局

職場の長から職員の皆さまへのお願い

# 労働者の転倒災害（業務中の転倒による重傷）を防止しましょう

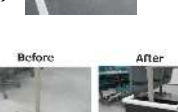
50歳以上を中心に、転倒による骨折等の労働災害が増加し続けています  
事業者は労働者の転倒災害防止のための措置を講じなければなりません

## 「つまずき」等による転倒災害の原因と対策

- (なし) 何もないところでつまずいて転倒、足がもつれて転倒 (22.1%)  
➢ 転倒や怪我をしにくい身体づくりのための運動プログラム等の導入 ( )
- 作業場・通路に放置された物につまずいて転倒 (18.1%)  
➢ バックヤード等も含めた整理、整頓 (物を置く場所の指定) の徹底
- 通路等の凹凸につまずいて転倒 (14.2%)  
➢ 敷地内 (特に従業員用通路) の凹凸、陥没穴等 (ごくわずかなものでも危険) を確認し、解消
- 作業場や通路以外の障害物 (車止め等) につまずいて転倒 (9.3%)  
➢ 適切な通路の設定  
➢ 敷地内駐車場の車止めの「見える化」
- 作業場や通路の設備、什器、家具に足を引っかけて転倒 (7.4%)  
➢ 設備、什器等の角の「見える化」
- 作業場や通路のコードなどにつまずいて転倒 (5.9%)  
引き回した労働者が自らつまずくケースも多い  
➢ 転倒原因とならないよう、電気コード等の引き回しのルールを設定し、労働者に遵守を徹底させる

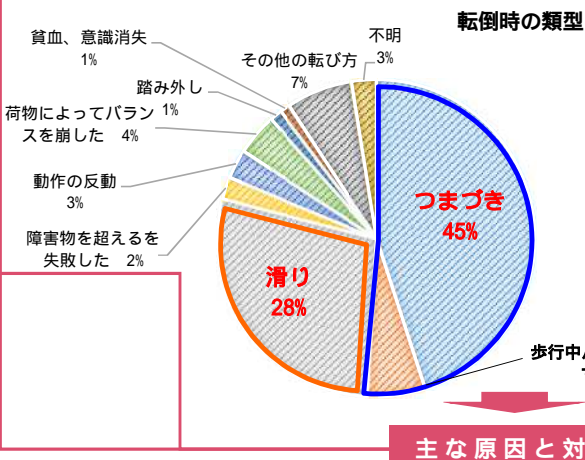
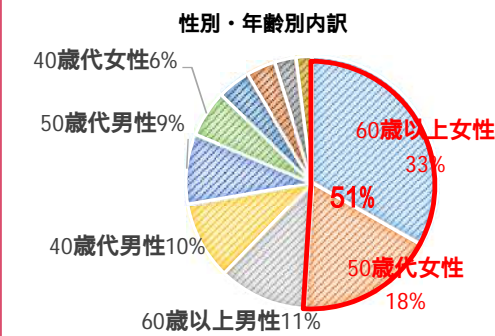
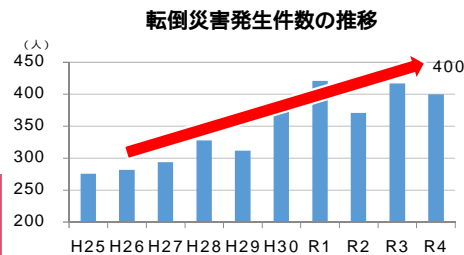


職場3分エクササイズ 中央労働災害防止協会 転倒予防セミナー



エイジフレンドリー補助金 中小規模事業場 安全衛生サポート事業

# 転倒災害の発生状況（休業4日以上、令和4年）



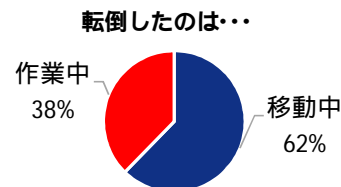
## 転倒による怪我の態様

● 骨折 (約64%)

- 打撲
- 関節の障害・創傷など

転倒災害による平均休業日数 (労働者死傷病報告による休業見込日数)

41日



転倒災害が起きているのは移動のときだけではありません

- < その他の転び方 >
- 他人とぶつかった・ぶつかられた
  - 台車の操作を失敗した
  - 他人、動物等避けようとしてバランスを崩した
  - 坂道等でバランスを崩した
  - 立ち上がったときにバランスを崩した
  - 風でバランスを崩した

## 「滑り」による転倒災害の原因と対策

- 雨で濡れた通路等で滑って転倒 (25.0%)  
➢ 雨天時に滑りやすい敷地内の場所を確認し、防滑処置等の対策を行う
- 作業場や通路にこぼれていた水、洗剤、油等により滑って転倒 (16.1%)  
➢ 水、洗剤、油等がこぼれていることのない状態を維持する。  
(清掃中エリアの立入禁止、清掃後乾いた状態を確認してからの開放の徹底)
- 水場 (食品加工場等) で滑って転倒 (8.9%)  
➢ 滑りにくい履き物の使用 (労働安全衛生規則第558条)  
➢ 防滑床材・防滑グレーチング等の導入、摩耗している場合は再施工 ( )  
➢ 隣接エリアまで濡れないよう処置
- 滑りやすい材質の作業床・通路等で滑って転倒 (5.4%)  
➢ 滑りやすい敷地内の場所を確認し、防滑処置等の対策を行う
- 台車、マット等に乗って滑って転倒 (5.3%)  
➢ 整理、整頓 (物を置く場所の指定) の徹底する

( ) については、高齢労働者の転倒災害防止のため、中小企業事業者は「エイジフレンドリー補助金」(補助率1/2、上限100万円)を利用できます

中小事業者は、無料で安全衛生の専門家のアドバイスが受けられます

## 転倒リスク・骨折リスク

■ 一般に加齢とともに身体機能が低下し、転倒しやすくなります  
「転びの予防 体力チェック」「ロコチェック」をご覧ください

■ 特に女性は加齢とともに骨折のリスクも著しく増大します  
対象者に市町村が実施する「骨粗鬆症検診」を受診させましょう

■ 現役の方でも、たった一度の転倒で寝たきりになることも  
「たった一度の転倒で寝たきりになることも。転倒事故の起こりやすい箇所は？」(内閣府ウェブサイト)



転びの予防 体力チェック



ロコチェック



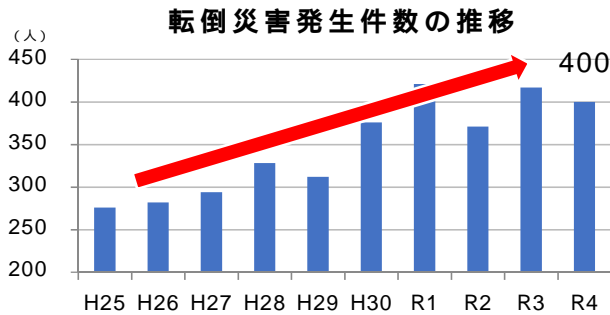
内閣府ウェブサイト



# 転倒災害（業務中の転倒による重傷）に注意しましょう

50歳以上を中心に、転倒による骨折等の労働災害が増加し続けています。  
 転倒災害は、被災しないよう労働者自身が注意することも必要です。

## 転倒災害（業務中の転倒による重傷、休業4日以上）の発生状況（令和4年）



### 転倒による怪我の態様

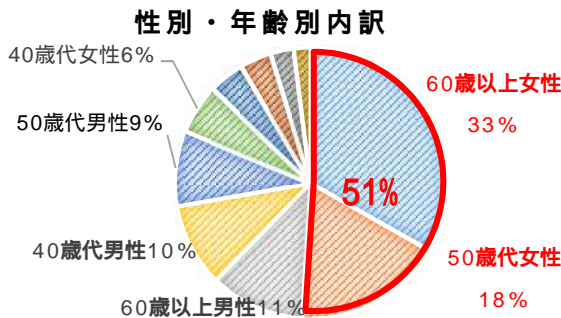
●骨折（約64%）

- 打撲
- 関節の障害（捻挫等）
- 創傷

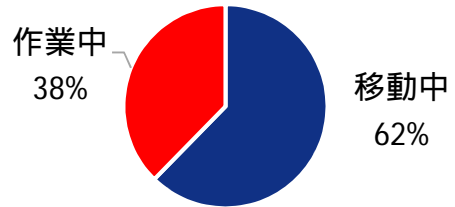
### 転倒災害による平均休業日数

41日

労働者死傷病報告による休業見込日数



### 転倒したのは・・・



転倒災害が起きているのは移動の時だけではありません

## 主な要因

- (なし) 何も無いところでつまずいて転倒、足がもつれて転倒  
 会社から労働者への注意事項を記入しましょう（以下、取り組んでほしいところに記入願います。）
- 作業場・通路に放置された物につまずいて転倒
- 通路等の凹凸につまずいて転倒 数mm程度のもの
- 作業場や通路以外の障害物(車止め等)につまずいて転倒
- 設備、什器に足を引っかけて転倒
- コード等につまずいて転倒
- 凍結した通路等で滑って転倒
- こぼれていた水、洗剤、油等で滑って転倒
- 水場（食品加工場等）で滑って転倒
- 雨で濡れた通路等で滑って転倒

## 加齢等による転倒リスク・骨折リスク

- 一般に加齢とともに身体機能が低下し、転倒しやすくなります 「ロコチェック」
- 現役の方でも、たった一度の転倒で寝たきりになることも 「たった一度の転倒で寝たきりになることも。転倒事故の起こりやすい箇所は？」（内閣府ウェブサイト）
- 特に女性は加齢とともに骨折のリスクも著しく増大します  
 対象者は市町村が実施している「骨粗鬆症健診」を受診しましょう



ロコチェック



内閣府ウェブサイト

